ご存じですか？

必要な方に必要な支援を。

特別障害者手当と障害児福祉手当

精神または身体に著しく重度の障がいを有する20歳以上の在宅の方に特別障害者手当、20歳未満の在宅の方に障害児福祉手当を支給します。

※受給するためには申請が必要です。

問社会福祉係TEL 74-8103

	特別障害者手当	障害児福祉手当
対象	20歳以上で精神または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする**在宅の重度障がい者**	20歳未満で精神または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時介護を必要とする**在宅の重度障がい児**
	【支給の対象となる障がいの程度】 おおむね次の障がいが重複する方またはそれと同程度以上の方 ○身体障害者手帳の1、2級 ○知能指数がおおむね20以下の知的障がい ○日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい ※上記障がいは目安です。 次のような場合は対象外となります。 ・障がい者が（特別）養護老人ホーム、障害者支援施設に入所している場合 ・障がい者が3か月を超えて病院や福祉施設などに入院（所）している場合	【支給の対象となる障がいの程度】 おおむね次の障がいを有する方またはそれと同程度以上の方 ○身体障害者手帳の1、2級 ○知能指数がおおむね20以下の知的障がい ○日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい ※上記障がいは目安です。 次のような場合は対象外となります。 ・障がい児が施設に入所している場合 ・障がい児が障がいを事由とする年金を受けることができる場合 ・医療法に規定された病院・診療所へ入院（所）している場合
所得制限	受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上（下表参照）である場合、手当は支給されません。	
支給額（手当月額）	29,590円 ※手当額は前年の全国消費者物価指数の変動に応じて毎年4月に改定されます。	16,100円 ※手当額は前年の全国消費者物価指数の変動に応じて毎年4月に改定されます。
支給月	2月、5月、8月、11月（各月10日）	

扶養親族の人数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	3,661,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円